自治体名	明石市	加古川市	堺市
条例の形態	1本化	1 本化	1本化
条例の名称	『手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害	『加古川市手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例 』	『堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーショ
	者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例』		ン手段の利用を促進する条例』
前文	前文 手話は言語である	前文 手話が言語であることを理解する	前文 (題名無し、本文のみ)
	多様なコミュニケーション手段の促進のために	障害者のコミュニケーションを促進する	
総則	第1章 総則	第1章 総則	(章立てなし)
	第1条 目的	第1条 目的	第1条 目的
	第2条 基本理念	第2条 定義	第2条 定義
	第3条 定義	第3条 基本理念	第3条 基本理念
	第4条 市の責務	第4条 市の責務	第4条 市の責務
	第5条 市民の役割	第5条 市民の役割	第5条 市民の役割
	第6条 事業者の役割	第6条 事業者の役割	第6条 事業者の役割
	第7条 施策の策定方針	第7条 施策の基本方針	第7条 滞在者等への対応
	第8条 財政上の措置	第8条 財政上の措置	
手話言語	第2章 手話言語の確立	第2章 手話言語への理解の普及	
	第9条 手話を学ぶ機会の提供	第9条 手話を学ぶ機会の提供等	第8条 施策の推進方針
	第10条 手話を用いた情報発信等		(第9条 意見の聴取)
	第11条 手話通訳者等の確保及び養成		
	第12条 学校における手話の普及		
コミュニケー	第3章 要約筆記・点字・音訳の促進	第3章 障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及	第10条 コミュニケーション手段を学ぶ機会の提供
ション	第13条 要約筆記等を学ぶ機会の提供	第10条 障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段へ	第11条 コミュニケーション手段による情報発信
	第14条 要約筆記等を利用するための環境整備	の理解の普及	第12条 公共施設等における啓発
	第15条 要約筆記者等の確保及び養成	第11条 障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を	第13条 学校におけるコミュニケーション手段への
	第4章 多様な障害者のコミュニケーション手段の利用促進	使用するにあたっての環境 の整備	理解の促進
	第16条 多様な障害者のコミュニケーション手段に対す	第12条 コミュニケーション支援者等の確保及び養成	
	る支援及び配慮		
施策推進 or	第5章 明石市手話言語等コミュニケーション施策指針協議	第4章 雜則	第9条 意見の聴取
条例施行方法	会	第13条 補則	第14条 委任
	第17条 明石市手話言語等コミュニケーション施策推進		
	協議会		

聞き取り先	大津市	米原市	滋賀県
条例の形態	1本のみ	1本のみ	検討中
条例の名称	『大津市手話言語条例』	『手と手をつなぐ 米原市手話言語条例』	検討中
前文	前文 (題名無し、本文のみ)	前文 (題名無し、本文のみ)	検討中
総則	(章立て無し)	(章立て無し)	検討中
	第1条 目的	第1条 目的	
	第2条 定義	第2条 定義	
	第3条 基本理念	第3条 基本理念	
	第4条 市の責務	第4条 市の責務	
	第5条 市民等の役割	第5条 市民の役割	
	第6条 事業者の役割	第6条 事業者の役割	
手話言語	第7条 施策の実施	第7条 施策の推進方針の策定	検討中
		第8条 手話を学ぶ機会の確保	
		第9条 学校における手話の普及	
		第10条 事業者への支援	
		第11条 災害時の支援	
		第12条 施策の横断的な取組	
コミュニケー			検討中
ション			
施策推進 or	第8条 大津市手話施策推進協議会	第13条 委任	検討中
条例施行方法			

聞き取り先	札幌市	小樽市	北海道
条例の形態	2本化	2本化	2本化
条例の名称	『札幌市手話言語条例』	『小樽市手話言語条例』	『北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例』
	『札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション	『小樽市障がいのある人の情報取得・コミュニケーション促進条例』	『北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例』
	手段の促進に関する条例』		
前文	前文 (題名無し、本文のみ)	前文 (題名無し、本文のみ)	前文 (題名無し、本文のみ)
総則	(章立て無し)	(章立て無し)	(章立て無し)
	第1条 目的	第1条 目的	第1条 目的
	第2条 基本理念	第2条 手話の意義	第2条 手話が言語であるとの認識の普及
	第3条 市の責務	第3条 基本理念	第3条 道民の理解等
	第4条 市民の役割	第4条 市の責務	第4条 手話を習得する機会の確保
	第5条 事業者の役割	第5条 市民の役割	第5条 学校への支援
		第6条 事業者の役割	第6条 事業者への支援
手話言語			
		第7条 施策の推進	
		第8条 財政上の措置	
コミュニケー			
ション			
施策推進 or			
条例施行方法		第9条 委任	

聞き取り先	札幌市	小樽市	北海道
条例の形態	2本化	2本化	2本化
条例の名称	『札幌市手話言語条例』	『小樽市手話言語条例』	『北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例』
	『札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション	『小樽市障がいのある人の情報取得・コミュニケーション促進	『北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例』
	<u>手段の促進に関する条例』</u>	条例』	
前文	前文 (題名無し、本文のみ)	前文 (題名無し、本文のみ)	前文 (題名無し、本文のみ)
総則	(章立て無し)	(章立て無し)	第1章 総則
	第1条 目的	第1条 目的	第1条 目的
	第2条 定義	第2条 定義	第2条 定義
	第3条 基本理念	第3条 基本理念	第3条 基本理念
	第4条 市の責務	第4条 市の責務	第4条 道の責務
	第5条 市民の役割	第5条 市民の役割	第5条 道民の役割
	第6条 事業者の役割	第6条 事業者の役割	第6条 障がい者の役割
			第7条 意思疎通支援者等の役割
			第8条 事業者の役割
			第9条 市町村との連携等
手話言語			
コミュニケー	第7条 理解促進	第7条 施策の推進	第2章 障がい者の意思疎通の支援に関する基本的施策
ション	第8条 利用促進	第8条 財政上の措置	第10条 施策の基本方針
	第9条 滞在者等への配慮		(第11条 北海道障がい者施策推進審議会の意見の聴取)
	第10条 施策の推進		第12条 理解の促進
	第11条 財政上の措置		第13条 意思疎通手段の確保等
			第14条 情報保障の推進
			第15条 意思疎通支援者の養成等の推進
			第16条 財政上の措置
施策推進 or		第9条 委任	第11条 北海道障がい者施策推進審議会の意見の聴取
条例施行方法			

聞き取り先	京丹後市	京丹後市
条例の形態	2本化(予定)	2本化(予定)
条例の名称	『京丹後市手話言語条例骨子(案)』	『京丹後市手話言語条例骨子(案)』
	『京丹後市障害の特性に応じたコミュニケーション促進	『京丹後市障害の特性に応じたコミュニケーション促進条例
	条例骨子(案)』	<u>骨子(案)』</u>
前文	前文 (検討中)	前文 (検討中)
総則	(検討中)	(検討中)
	目的	目的
	基本理念	基本理念
	市の責務	市の責務
	市民等の役割	市民の役割
		事業者の役割
手話言語		
コミュニケー		施策の基本方針
ション		施策の推進
		用語の定義
施策推進 or		
条例施行方法		

聞き取り先	鳥取県	鳥取県
条例の形態	2本化	2本化
条例の名称	『鳥取県手話言語条例』	『鳥取県手話言語条例』
	『鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例』	『鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例』
	(通称:あいサポート条例)	<u>(通称:あいサポート条例)</u>
前文	前文 (題名無し、本文のみ)	前文 (題名無し、本文のみ)
総則	第1章 総則	第1章 総則
	第1条 目的	第1条 目的
	第2条 手話の意義	第2条 定義
	第3条 基本理念	第3条 基本的な考え方
	第4条 県の責務	第4条 県の責務
	第5条 市町村の責務	第5条 市町村の責務
	第6条 県民の役割	第6条 県民の役割
	第7条 事業者の役割	第7条 事業者の役割
		第8条 財政上の措置
手話言語	第2章 手話の普及	
	第8条 計画の策定及び推進	
	第9条 手話を学ぶ機会の確保等	
	第10条 手話を用いた情報発信等	
	第11条 手話通訳者等の確保、要請等	
	第12条 学校における手話の普及	
	第13条 事業者への支援	
	第14条 ろう者等による普及啓発	
	第15条 手話に関する調査研究	
	第16条 財政上の措置	
コミュニケーション		第4章 障がい者情報アクセシビリティの保障及びコミュニケーション
		手段の充実
		第15条 県の取組
		第16条 市町村の取組
		第17条 県民の取組
		第18条 事業者の取組
施策推進 or	第3章 鳥取県手話施策推進協議会	
条例施行方法	第17条 設置	
	第18条 組織	

	第19条 委員	
	第20条 会長	
	第21条 会議	
	第22条 庶務	
	第23条 雑則	
その他		第2章 障がい者に対する理解の促進及び県民運動の推進
		第9条 あいサポート運動の推進
		第10条 あいサポーター
		第11条 あいサポート企業等
		第12条 記章等を着用する障がい者への対応
		第3章 障がいを理由とする差別の解消
		第13条 障がい者差別解消相談支援センターの設置
		第14条 差別の解消に向けた啓発活動等
		第5章 障がいを理由とする差別の解消
		第19条 防災対策に係る支援
		第20条 災害に備えた支え愛の地域づくり
		第21条 災害発生時の対応
		第22条 避難所での生活
		第23条 被災後の支援
		第6章 障がいを理由とする差別の解消
		第24条 福祉サービスの充実等
		第25条 障がい者虐待防止の促進
		第26条 医療を要する障がい者への支援
		第27条 教育環境の整備
		第28条 福祉教育の機会の確保
		第29条 障がい者の就労の促進等
		第30条 障がい者文化芸術の推進
		第31条 障がい者スポーツの推進